

大阪狭山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年(2016年)12月26日

大阪狭山市監査委員

北井末廣
松尾巧

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 市長からの監査要求の受理

平成28年10月12日付け大狭政市第215号をもって、大阪狭山市長より地方自治法第199条第7項の規定に基づき特定非営利活動法人南中学校区円卓会議の財政援助団体等監査の要求があったので、同年同日これを受理した。

2 監査の対象

特定非営利活動法人南中学校区円卓会議

3 監査の範囲

「大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」に係る平成27年度交付金の出納その他の事務

4 監査の実施期間

平成28年11月4日から平成28年11月24日まで

5 実施した監査手続

上記交付金に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、同会議に当該事務に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、同会議担当者からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果等

1 特定非営利活動法人南中学校区円卓会議

(1) 設立年月日

平成25年10月16日

(2) 設立目的

この法人は、主に大阪狭山市立南中学校区の住民が、「自分たちのまち自分たちでつくる」という理念のもと、主体的に地域の活性化、安心安全な住環境の維持・保全、自然環境の保全や人材育成等に関するまちづくり事業を行うことを目的とする。

(3) 大阪狭山市からの交付金

4,401,074円(平成27年度決算額)

(4) 事業内容

特定非営利活動に係る事業

- ・健康に関する事業

- ・地域コミュニティ事業
- ・環境事業
- ・防犯・防災事業
- ・災害時の救援事業
- ・福祉事業
- ・子供の健全育成のための事業
- ・地域活性化事業
- ・公共施設の管理運営事業
- ・その他上記の事業の目的を達成するために必要な事業
その他の事業
- ・物品販売事業
- ・コミュニティビジネス事業

(5) 役員数及び会員数

理事長 1 名、副理事長 2 名、理事 29 名、幹事 1 名、事務局長 1 名、
正会員 43 名・13 団体、賛助会員 1 名、活動会員 5 名

2 団体に対する監査の結果

特定非営利活動法人南中学校区円卓会議の上記交付金に係る出納その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。